令和５年度　安全報告書

（本報告書は、航空法第１１１条の６に基づき作成したものです。）

株式会社　オンリーユーエア

１．輸送の安全を確保するための、事業の運営の基本的な方針に関する事項

基本方針「法令遵守、安全第一」

２．輸送の安全を確保するための、事業の実施及びその管理の体制に関する事項
令和６年１月１日付けで組織改編を行い、組織体制の強化を行いました。

（１） 安全確保に関する組織及び人員に関する事項
【令和５年 12 月 31 日まで】
① 安全確保に関する組織

②各組織の機能及び役割の概要

組　織	機　能 及び 役　割
統 括 本 部	運航部門・整備部門を指揮監督
飛 行 課	運航及び運航管理業務
整 備 課	整備及び整備管理業務

③各組織における人員数（カッコ内兼務）

統 括 本 部	１名
飛 行 課	５名（３名）
整 備 課	５名

④航空機乗組員及び整備従事者の数

航 空 機 乗 組 員	２名
整 備 従 事 者	５名

⑤整備従事者の内、有資格整備士の数

有 資 格 整 備 士	２名

【令和６年１月１日より】

① 安全確保に関する組織（人員数は令和６年３月 31 日時点）

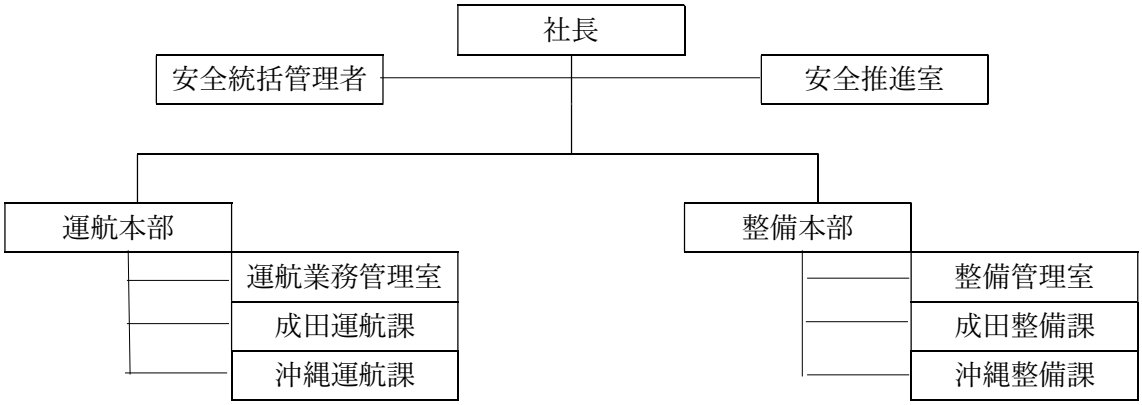

② 各組織の機能及び役割の概要

組　織	機　能 及び 役　割
安全統括管理者	輸送安全を確保するための事業の運営、実施及びその管理に関する業務の統括管理
安全推進室	安全統括管理者の補佐、実務の実施
運 航 本 部	運航に係る業務全般
運航業務管理室	運航関連付帯業務の管理
成田・沖縄運航課	運航及び運航管理担当者業務
整 備 本 部	整備にかかわる業務全般
整備管理室	整備管理業務
成田・沖縄整備課	整備業務

③ 各組織における人員数（カッコ内兼務）

安全統括管理者	１名（１名）
安全推進室	２名（１名）
運航本部長	１名
運航業務管理室	２名（１名）
成田運航課	７名（２名）
沖縄運航課	６名（４名）
整備本部長	１名
整備管理室	９名（８名）
成田整備課	４名（１名）
沖縄整備課	６名（１名）

④　航空機乗組員及び整備従事者の数

航 空 機 乗 組 員	２名
整 備 従 事 者	６名

⑤　整備従事者の内、有資格整備士の数

有 資 格 整 備 士	３名

（２）日常運航の支援体制

①航空機乗組員に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領（国空航第５８号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（国空航第６９号、国空機第６８号)」により定められています。これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧下さい。

②整備従事者に係る訓練及び審査の内容

「整備規程審査要領（国空航第７３号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（国空航第６９号、国空機第６８号)」により定められています。これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧下さい。

③運航管理者等に係る訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領（国空航第５８号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（国空航第６９号、国空機第６８号)」により定められています。これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧下さい。

④日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

運航部門で発生した不具合等は運航管理担当者又は飛行課長を経由し、整備業務中に発生した不具合事項は整備課長を経由し、両部門の最高責任者である統括本部長に報告されます。報告を受けた統括本部長は是正措置を講じ、その内容を関

係者に周知させます。

なお、令和６年１月１日以降は、統括本部を運航本部と整備本部に分割したことにより、それぞれの部門毎の取り扱いとなりました。

⑤安全に関する社内啓発活動等の取り組み

次の活動を行っています。

・社員の安全教育

・他社事例情報の収集と分析

・緊急時対応定期訓練

（３）使用している航空機に関する情報

型　式	機　数	座席数	年間飛行時間	年間飛行回数	機　齢
PA34-220T 型	2	5	１１８２時間	１７０５回	１８年

３．航空法第１１１条の４の規定に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況及び再発防止のために講じた措置

（１）航空事故

航空事故は発生しておりません。

（２）重大インシデント

重大インシデントは発生しておりません。

（３）その他安全上のトラブル

機材故障によるもの０件、それ以外で１件の計１件が発生いたしました。

① 機材故障以外：定時点検時、排気系統のボルトに規定のトルクをかけていなかったことにより飛行中にエンジンの異常振動が生じて出発地に戻りました。

これについては、作業者と確認者の分離、作業個所のマーキング等、作業方法をより詳細に規定して、再発防止を図っています。

４．輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

（１）国から受けた事業改善命令等

事業改善命令等は受けておりません。

（２）輸送の安全を確保するために講じたその他の措置

令和５年１２月に航空機の安全総点検を行うと共に、翌６年１月１日付で組織改編を行い、安全管理体制及び業務の実施体制の拡充を図りました。

（３）令和５年度における安全に関する目標とその実施状況

目　標：　①航空事故及び重大インシデントの発生件数　０件

②航空法第１１１条の４の規定に基づく安全上の支障を及ぼす事態の発生件数　・ヒューマンエラーに起因：　０件

・機材故障等：　１件

③ヒヤリハット報告提出件数　１件／社員

④安全教育　１回／月

⑤ハザード・リスク解析、PDCA による安全管理　３件

実施状況：①航空事故及び重大インシデントは発生しませんでした。

②航空法第１１１条の４の規定に基づく安全上の支障を及ぼす事態が１件発生しました（発生状況及び再発防止のための措置は３．（３）．①項で述べた通りです）。

③ヒヤリハット報告の提出件数は目標１件／各社員に対し、社員数９名で一人１件ずつ計９件の提出があり、目標を達成しました。

④安全教育は年間１２回実施し、目標を達成致しました。

⑤ハザード・リスク解析、PDCA による安全管理は安全教育の中で、ヒヤリハット３件についての解析を行い、目標を達成しました。

（４）令和６年度の安全に関する指標、目標値

①航空事故及び重大インシデントの発生件数：　０件

②安全上の支障を及ぼす事態の報告：　１件

・ヒューマンエラーに起因：　０件

・機材故障等：　１件

③ヒヤリハット報告提出件数：　１件／各社員

④安全教育：　１回／月

なお、ヒヤリハット報告についてはハザード・リスク解析を行います。

以上